

10月1日は何の日かご存じですか？

毎年10月1日は「浄化槽の日」となっています

「浄化槽の日」って何？

浄化槽は、下水道とともに私たちの生活の中で使われた汚れた水（生活排水）を処理して、きれいで安全な水にしてから河川に流すものです。住みよい暮らし、美しい環境を守るためにも、浄化槽に関する正しい知識と認識を持つことが大切です。浄化槽について、より詳しく知ってもらい、環境問題に深く関心を持っていただくため、10月1日を「浄化槽の日」としています。

保守点検の状況は？

昨年度、県と浄化槽協会の協力で、鷹岡地区の浄化槽パトロールを行いました。浄化槽75基を見回ったところ、保守点検の契約がしていないものが17基、清掃が適切にされていないものが25基、浄化槽の水漏れが1基という状況でした。市全体では、保守点検未実施が6,746基、全体の20%以上の浄化槽で、保守点検がいまだにされていないのが現状です。

浄化槽保守点検状況（平成7年度調べ）

浄化槽設置基数	31,836
保守点検実施基数	25,090
保守点検未実施	6,746

定期的な点検と清掃を

浄化槽を管理するに当たっては、定期的な保守点検（最低年3回）と清掃（最低年1回）が義務づけられています。保守点検は、浄化槽の異常や故障などの早期発見や予防などの措置を目的としています。

浄化槽の清掃は、汚泥を取り除き、装置類をきれいに洗うことにより、悪臭の発生を防ぎ、機能を正常に保つために重要な作業です。

浄化槽の正常な機能を保ちましょう

浄化槽によって汚れた水がきれいになるのは、浄化槽の中の微生物が、汚れた物質を分解するからです。そして、処理されたきれいな水は、側溝や河川に流されるのです。処理されずに汚れた水がそのまま流れてしまうと、悪臭が漂い、美しい環境を破壊してしまう恐れがあります。

身近な環境問題として、保守点検と清掃の重要性を見直してみましょう。

環境衛生週間は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的に定められました。私たちの生活環境“地球”を汚染させないためには、「ごみ」と「生活排水」の問題が非常に重要になってしまいます。浄化槽の点検や清掃を定期的に行ったり、ごみの出し方を工夫したりすることは、地球上に優しい生活者への第一歩となります。

九月二十四日（火）～十月一日（火）

工夫してみてください ごみの出し方

◎ちょっと見てみて 「ごみの分け方・出し方」

ごみの分別の仕方、出す日などは各家庭に配布されるごみカレンダー「平成8年度ごみの分け方・出し方」に詳しく書かれています。大切に保管し、指定日などを確認しておきましょう。



保守点検、清掃についての問い合わせは

環境衛生課 内線 2051・2053

ごみに関する問い合わせは

環境衛生課 内線 2051・2053

環境クリーンセンター ☎ 35-0081

◎木の枝や木くずの出し方

家庭から出た木の枝や木くずは、50センチくらいの長さに切って、抱えられる大きさに束ねて出してください。一度に2、3束として、それ以上は次の収集日または、直接環境クリーンセンターへお持ちください。

◎こんなに違う！曜日別のごみの量

燃えるごみの収集日は地区により、月・木曜日、火・金曜日、水・土曜日の週2回です。週末や収集の間隔に違いはありますが、特に月・火曜日のごみの量は、木・金曜日に比べ3～4割多く、収集作業に支障を来す場合があります。

木の枝やプラスチック類などの腐りにくいものは、なるべく週の後半の収集日に出すようにしてください。

